

## 『明月記』藻壁門院崩御記事が示すもの

滝 沢 優 子

漢文日記は元來、宮廷の儀式や公務の次第などを記録するために書かれたものである。しかし、平安中期頃から記主の心情や、興趣に任せて雅語を取り入れたものが現れる。<sup>①</sup>文字を、文章を書く時、達意を志す種類の文書であっても、人は自分自身の影をそこに落とさないではいられないらしい。

鎌倉時代、歌人として名高い藤原定家（一一六二―一二四一）もそうした人間の一人であった。彼の日記『明月記』に於いて、漢詩を表現の下敷きに使った例が先学によって明らかにされている。その他に、記述の勝れたものとして、「俊成終焉記」<sup>②</sup>が高く評価されている。この「俊成終焉記」は、記主・定家の父の最期を書き表したものとでも興味深い記事である。しかし、長期間に亘って書き続けられた『明月記』には、この他にも多くの死亡記事がある。この中には、所謂「薨卒伝」風の記事もあれば、対句表現などを用い

て自分の受けた悲しみを述べる記事もあり、噂や誤報まで含めれば、<sup>④</sup>実に三五〇余件にも及ぶ。そして俊成のそれに匹敵する量と、逝く人とその周囲の人間の様子の描写を兼ね備えた詳細な記述を持つ記事も五件ほど存在する。とりわけ、定家後年の事である藻壁門院の崩御の記事は、作品として特立し得る完成度の高さである。「俊成終焉記」に隠れて、顧みられる事の少ない記事ではあるが、むしろ『明月記』の特徴である描写の詳細さから見れば、こちらの方が優れていると思われる。そこには、貴人の最期が、人に取材したとは思えない緊迫感で丹念に書き込まれている。そこに看取る者、遣された者の様子の描写に、書き手である定家の思い入れの深さが表れる。『明月記』に於ける死亡記事の完成形として、藻壁門院の御記事の在り方を見てみたい。

先ず、定家と藻壁門院（一二〇九―一二三三）の關係を見ておこう。藻壁門院（嬪子）は、藤原道家（一一九三―一二五二）の女、母は西園寺公経（一二七一―一二四四）の女である。藤原道家は、定家の主脈にあたる九条家の当主であり、定家が壮年期親しかつた良経（一一六九―一二〇六）の嫡男である。また、西園寺公経は定家の妻の兄弟であり、定家の嫡男・為家（一一九八―一二七五）の養親でもある。そのうえ、藻壁門院の入内するときから、定家の娘の民部卿典侍ともう一人の娘が女房として仕えるという二重三重に親しい關係にあつた。

天福元年九月十八日、皇子を死産した藻壁門院は、後産が下りず二十五歳の若さで急死する。

藻壁門院の崩御は、『五代帝王物語』「増鏡」にも当然取り上げられていて、その記述は至つて簡単である。多少の文飾は施されているものの、その表現は類型の域を出ない。それでも、まだ紙幅を割いている方の「増鏡」を参考までに掲げておく。

まして其程ちかくなりては、あめのしたやすき空なく、山くすくやしろく御祈ひ、きさはけとも、御もの、けこはくて、いみしうあさまし、つゝに九月十八日かくれさせ給ぬ、其ほと

『明月記』藻壁門院崩御記事が示すもの

いみしさをしはかられぬへし、ことし廿五にならせ給、わかきよらにうつくしけにて、さかりなる花の御すかた、時のまの露ときえはて給ぬる、いはんかたなし、殿うへおほしまとふさま、かなしともいへはさらなり、

これに引き換え、「明月記」<sup>⑦</sup>は、娘の民部卿典侍や、定家の主治医でもあつた興心房の話を書き、実に一二〇〇字を費やして生々しく描いている。出産の状況にも筆を及ぼしたり、やや露悪気味とも取れないが、より詳しく丁寧を描くことで、藻壁門院の彼岸に於ける救済を標榜するためであつたと思われる。

少し溯つて、容体の変化した九月十三日から読み進めてみよう。五日前の天福元年九月十三日、藻壁門院が産気づいたという報を聞き、産み月は来月だつた筈だが、と不審に思う。翌日には、藻壁門院の苦しきは産気だけではなく物の怪によるものということが定家の耳に入つて来る。十五日、十六日、十七日、藻壁門院の容体は一進一退を繰り返して、遂に十八日の雨の昼下がり、藻壁門院は皇子を死産した後崩御する。

その日、日付が変わつた頃から降り出した雨は、かなりの量であつたらしい。「色をわきませず」とあつて、朝の陽も厚い雲と雨に遮られる淀んだ情景の描写は、この日の不幸を予兆させる。但し、定家の元に入つた第一報は、決して良からぬものでは無かつた。

使いの者が、御産が済んだというので喜びつつも、更に現状の確認に行かせたところ、帰って来た使者は後産が遅れていること、生まれた子供の性別は聞いていないことを報告する。定家はこれを知り、皇女であろうと推察している。皇子であれば、特段の慶事として誇示されるからであろう。この慶事に駆けつけられない自分、足の悪さと雨のせいにして定家は悔しがつている。前年に官職を辞した彼が公所に入入りすることを善しとしない空気があったらしく、九月十四日の記事には、早朝の人少なな時間を見計らって藻壁門院の見舞いに出掛けたことが見える。定家が娘の民部卿典侍の局に於いて藻壁門院に拝謁できたのは、「路の妨げ無きに依る」とあり、出産の祝いにしても、おいそれと人前に出るべきでない立場であった。「行歩に堪へざる老若、雨の日は煩ひ多し、馳せ参ず能はず」とは、隠居の身の程を忘れた定家の興奮を伺わせる。しかし、この喜びは却って残酷であった。半日後には最悪の結果を知らされる事になるのであるから。

藻壁門院の御産の後、後堀河院が急に近衛亭に渡御したというので不審に思い、様子を見させに下人を走らせるが、巳時になっても何ら情報は得られない。

不審が不安に変わった定家の焦りを代弁するように、天候の記述が挿入される。

殊に以て甚雨。午時ばかり下人帰り来る。

下人が戻って来たのは、一刻が経った午時。晴れていれば中天に秋の日の在る頃の事である。「甚雨」とは、単に天候の記述として作用しない。遣わした下人の帰りを待ち侘びて、外の様子に耳を澄ませていた定家には「殊に以て」激しい雨と感ぜられたということであろう。また、変化のない時間の停滞した印象の表現が「甚雨」という空模様にも託されているのであろう。そして、この停滞の後に状況の変化をもたらす下人は、雨音に人の足音などは掻き消されていくかの如く、突如として登場する。彼の携えてきた手紙には、典侍が暁から未の下刻には後産も終わりそうだとしたこと、出産の無事を祈る験者達がそのまま加持を続けているけれども、人々の様子に解せない点があることが記されていた。

藻壁門院の側近くに仕える民部卿典侍の周囲の者の手に成る書状を以てすら実情が把握できない。「局者の書状」が定家の元に届いたのと同じ頃、為家が院に向かった事を聞く。この時の為家の様は、「騎馬にて笠を取るにも及ばず」とあって、為家の行動的な性格がよく表されている。雨で出掛けられない定家と好対照である。そこにはまた、これを書く定家の、息子の忠勤ぶりを誇る心情も読み取れる。そのうち、再度やって来た下人から、院の雑人らが藻壁門院崩御を口にし始めたことを聞くが、定家は諦め切れない。更に一刻

の逡巡を経て猶、自分で書を認められず、人を遣つて袈裟を送る指しを出すのである。藻壁門院の死を自分の手で書き記す事で確認することを恐れ、口頭で指示することで何時でも撤回できる可能性を残した、未練の姿である。もつと速やかに進めるべきだと認識はあり、後世への手本にならないと思いつつも、「敢へて詞を加ふるに及ばず」と、弁解の言葉を書き付ける気力すら失つた自分を隠そうとはしない。宮廷の儀式や処世術を記す漢文日記の原則を逸脱して、藻壁門院の崩御を嘆き悲しんでいる。「今年廿九その悲しみに堪へず。何事か在らんや」と、唯一の直接の意思表明に加え、定家は自分の行動を通して悲嘆の程を語るのである。

さて、雨の止んだ申時、定家も院へ参入する。北政所が一時的に一条殿へ渡御しようとする折りに居合わせた定家は、他の公卿や殿上人と協議し、敦実へ死穢が感染しないよう、一計を案ずる。北政所の車が出て行くまでは、藻壁門院の死を伏せ、何事もなかったかのように振る舞う為に、北政所の共人が着けていた沓を脱がせたのである。このような小細工をやらせながら、「心中悲を呑み、視聽する事耳目に入れず」と、北政所一行の心中を代弁するのは、定家の思いやりの表れである。死者の体温がまだ残っているうちに館から運び出して死穢を避ける、等の方法が「春記」<sup>⑩</sup>に見える。公事に障らぬ為の処置として、このような姑息な手段を用いる事は珍しい

ことではない。勿論、公人に及ばず影響を減らし、国家の円滑な運営のための官僚的方便であった事は否めない。しかし、この度は今一つ、崩御した藻壁門院自身を守る意図もあったと思われる。

定家の姉が生死の間をさまよった時、周囲の人を自分の死穢に触れさせないように、病者自ら看病の者らを遠ざけたことが『明月記』<sup>⑪</sup>に見え、定家はこれを「誠に善人と謂ふべし」と称賛している。察するに、死穢に触れる人が少なければ少ないほど、死期を悟った善人という解釈が成り立つ風潮があったのであろう。裏を返せば、死穢に触れる人が多ければ、死期を悟ることなく周囲を巻き込んだ不徳の人として扱われ、死者の評価を下げる要素となり得た、という事ではないだろうか。それでなくとも、後堀河院の子を生きて産むことの出来なかつた誇りは免れないところであるから、少しでも藻壁門院に負わされる罪を軽くしたかったのであろう。一見煩雑で無味乾燥な儀式的記事も、記主の切実な思いと無関係ではあり得ないのである。

## 二

定家自身、藻壁門院の蟬子という名を提案した経緯<sup>⑫</sup>もあり、思い入れは深い。定家は『明月記』中に於いて、藻壁門院の死の必然性を求めている。

九月二十一日、静俊堅者から去る十五日、大原に於いて大きな星が月に迫り、月の中に入るといふ天変が観測されたことを聞く。定家はこの他にも多くの怪異天変があつたにも拘わらずこれを放置し、何の祈禱も行わなかつた結果、藻壁門院崩御という不幸が現出したのだと短絡的に結論づけている。藻壁門院の突然の死に、自分を納得させる「予兆」を探すのに懸命である。

また、着帯の初日、反問をしなかつたところ「御邪氣強盛」であつたことなどが思い合わされている。この他、座主宮（尊性法親王）が藻壁門院の着帯の際、帯に加持するに当たり、「必ずや吉凶の事覚悟せん」と言つたのは、不幸の前兆ではなかつたか、と基氏が言えば、右大将（家嗣）の妻の三位が着帯の時にも、加持の僧の中に必ず一人は覚悟を促す者がいたこと、それでも親氏誕生の時は母子ともに健康であつたこと、但し別の女子の誕生した時には、この言葉を信じない者がいて、生まれた女子は半月ばかりで夭逝してしまつた、という例が反証として挙げられている。第三者から見れば他愛もない験かつぎだが、身内のものからすれば、防ぎ得た不幸と思いたい一心から出たものであろう。言い換えれば、死者とより深く繋がっていた者ならではの行為として、このような繰り返しも悲しみの変奏である。

### 三

さて、藻壁門院の崩御記事の中で最も詳細な九月二十日条を見て行こう。

二十日、藻壁門院に戒を授けた興心房から、彼女の最期の様子を詳しく聞く機会を得る。これは、決して偶然のことではなく、興心房が定家の主治医でもあつた縁から叶つたことであつた。その時の定家は、自ら興心房のもとへ取材しに行くつもりであつたが、「興心房来るべきの由示さ」れた為、おとなしく待つことにしている。

昼過ぎにやって来た興心房は、十八日の事を詳細に語る。それによれば、興心房が召し出されたのは前日の十七日の昼前であつた。藻壁門院の相貌を拝したところ異状が見て取れるので、体の痛みも相当なものであろうと診断する。午後三時頃、藻壁門院は急に痛みを訴えた。「聞く人頗る信を発するの氣有り」その声を聞いた者の多くが信心を起こしたという程であるから、随分な苦しみ様であつたのだらう。御加持などで騒がしくなつた後、藻壁門院は多少落ち着きを取り戻す。周期的な陣痛によるものであろう、興心房は痛みが出れば召され、落ち着けば帰されを繰り返した。ところが、夜半に召されたときには、それは通常の産婦の容体ではなく、重篤な状態であつた。日付が替わつた頃、出産が始まつたらしく、藻壁門院

の父道家の「片足を出しめおはします」と慌てる声が聞こえた。

足が先に出たということは、逆子である。現代でも難産の典型であり、医療技術の未熟な当時においては、なお一層の困難が予想されたことであろう。しかも産婦の体力は既に消耗しきっている。ところで、現代では妻の出産に夫が立ち会うスタイルが流行っているが、この当時は、夫、あるいは産婦の父が立ち会うのが通例であつたらしい<sup>13</sup>。立ち会うといつても、座位で出産する女性の傍らにいて、その腰を抱き、陣痛で苦しむ産婦の体を支えるという実働を伴うものであつた。この時は、流石に夫である後堀河院が産所に入る訳にもいかず、はじめ、女房の刑部卿（右京女）が腰を抱いていたが、「魔縁の成す所」により「忽ち絶え入るが如く、のけさまに臥」したので、替わつて藻壁門院の兄弟である大將・良実（一一一六―一二七〇）が腰を抱いた。家族総出の立ち会い出産である。女院の父の道家が「片足を出しめおはします」と騒いだのは、誰の報告を受けたのでもなく、目の当たりにしての「御周章」であろう。良実が藻壁門院の腰を抱いている間も、女院の体は「自然に動揺」する不吉さを呈した。

結局、逆子であつた割りに時間をかけず産み終えたものの、男皇子は既に死亡していた。

定家その日、情報がすぐ入つてこないのは姫宮である為かと推

量していたが、事實は男皇子であつた。しかし死産であつた為、公表が遅れていたのである。

ともかくも出産を終えた藻壁門院ではあつたが、今度は胎盤が下りない。後産に時間がかかっているうちに藻壁門院の様子が生きている人のそれではなくなつていった。頭頂の髪を削ぎ、戒を授けるよう指示を受けた興心房が、藻壁門院に戒を授ける。この間も験者達の加持は続いていた。

これは当日、定家が受け取つた「局者の書状」にあつた「於後御事者成了歟、猶験者達雖奉加持、人々気色極奇」と符合する内容である。同じ邸内に控えていたはずの民部卿典侍の共人らにすら秘された、密室での出来事がここで明かされるのである。

興心房が戒を授け奉る時、藻壁門院は「タモツトモ」ところは原文は仮名書きである―意識はあつたが言葉を発することは無かつた。が、民部卿典侍が「聞こえていらつしやいますか」と問うと、聞こえている事を示す反応がある。そして第七戒に至るまで、その都度頷かれ、合掌もなされた。という興心房の話を聞いて、その後息を引き取られたのかと定家は思いを馳せ、次の様な感想を挟みこんでいる。

今此の如く聞けば、此の如き急難の中、善人の御終歟、仏に心を向けた最期を善人のそれと見る為には、「如此急難」を詳

述する必要があったのであろう。どのような出産であれ、女が命を懸けて臨むものである。しかし、藻壁門院の出産が常にも増して困難な状況であったことを証明するには、多少露悲的であっても、書き記す必要があったのである。

#### 四

興心房は、その後の遺体の処置についても細かく、定家に伝えている。

北政所の女房引き懸け奉り、近辺に出し奉り、其の後臥し奉り了んぬ。

出産を座位で行い、そのままの姿勢で事切れた為の措置であろう。血に染んだ下肢、丸まった背に引き掛けた衣に、女房の気遣いが表れる。秋の終わりとはいえ、雨の湿気で血腥さが籠もって散じるこゝろとなつたであろう産所から、近辺の小ぎれいな部屋へ移すのである。そして死後硬直の始まる前に、遺体を仰臥の姿勢に整える。一見淡泊な記述ではあるが、その実、女房たちが涙を堪え、死者の尊厳を守ろうとする姿が痛ましくも切ない記述である。

暫く退下していた興心房が再び召されたのは、藻壁門院の遺体を出家の体になすためであった。興心房は命ぜられるまま剃刀で剃り奉る。その際に奉仕したのは、定家の娘の民部卿典侍と刑部卿（親

房卿の娘）の二人であった。女院の御髪を下ろす時、髪が散らないように水で湿らせる心配りを見せている。御衣・袷袢を着せ、典侍が念珠（誦）を藻壁門院の手に握らせる。興心房は、綿衣を畳んで片付けるよう指示して退出した。興心房は道家から、二つの襦袢に重複して触れていない者も残って仕えるように声を掛けられたけれども、これを「性無しの体の事や」と退け、風邪を口実に帰宅している。現代の我々からすると、理解し難い行動ではある。目の前で孫と娘を失った道家に、理性を求めるのは酷いものではなからうか。

定家が興心房のこの行動について、どのような感想を持ったかは書かれない。定家は興心房から聞いた話を書き付けていく冒頭に「心神迷惑し注付し難し」と断りを入れている。その表明通り、殆ど定家の考え、解釈、批評は影を潜めている。これは儀式の記録を残すのとは異なる筆法と言つて良い。九月二十三日条、民部卿とその妹香の出家の状況、出家の手順が事細かに書き記されるのとは、同じ詳細な記事と言つても、性質は随分異なっている。また、後白河院の法要記とも言うべく建久三年三月十三日の崩御から五月二日の四十九日までの日記が、式次第を中心に詳述され、儀式書的に独立して今に伝えられているのとも異なっている。藻壁門院の崩御の記事は、後鑑に備えるというよりも、女として非業の死を遂げた藻

壁門院への哀悼の為のものではないだろうか。そこには、定家自身の言葉で悲嘆が述べられることは無い。しかし、精彩のある文章そのものに、藻壁門院への同情あるいは父性愛が脈打っているのが見えるのである。

九月二十一日、私家の産事を秘して出仕した為家が語る、後堀河院の悲嘆の様子には、これを書く側の定家にも共鳴するものがなければ、描き得ない情景であろう。

後堀河院は、朝の間、御念誦の外はひたすら閉じこもり、食事のことなど忘れ去ったかのような、という。座主宮（尊性法親王）が諫言のため、帷帳の前まで行ったものの、中の後堀河院がただすすり泣く音を聞いて、座主宮も涙を流し「空しく退出す」る有り様であった。母の北白河院に諫められ、狩衣に着替えるものの、後堀河院に言葉は無く、涙を流しては嗚咽する。ここは、原文でなくては後堀河院の涙に暮れる様子は伝わらない。

召狩御衣之後、無御言語、而御落涙之間又咽涙、御落涙の間また咽涙、現代語に訳しきれない、現代語が苦手とする畳み掛ける表現で、後堀河院の積もり重なる悲しみ、拭っても拭いても溢れる涙の重さが、僅か九文字に凝縮されている。

反面、度を越した悲嘆を批判する者も少なくなく、「還御の事尤も危急の由、上下歎息」した事も書き付けられている。確かに治天

の君が身を破る程に嘆くのは、褒められたことではない。しかし、後堀河院の涙は、政治の道具として配された藻壁門院への、今は偽りのない愛情を表すものに他ならない。

涙に暮れるのは、後堀河院ばかりではなく、藻壁門院の祖父に当たる西園寺公経も「兒子の如く涕泣」した。「禪門の悲歎今度も又比類無し」とは、去る安貞元年八月、公経の室・全子が逝去した折の事を指す。老齡ゆえの涙腺の弱さであろうが、やはりこれも藻壁門院への餞といえよう。

『明月記』の人の死を取り扱う記事で特徴的なのは、心情の直接的叙述より、死に行く人や周囲の人々の様子の描写を以て代わりとしている点である。

## 五

懺法（十月一から五日）、御仏供養（十月一日）、二七日（十月四日）、弥勒供養（十月八日）、為家、良実、をはじめ、藻壁門院に縁のある多くの人々が仏事を取り行い、女院の冥福を祈っている。しかし、父親の道家にはそれでも足りなかったのか、四十九日も過ぎた十一月十一日、書を道家に送っている。

日暮れ、道家から届いた文には、ある人の夢に現れた故藻壁門院の歌と、それに応える道家の歌が添えて書かれてあった。『明月記』



は、この和歌を平仮名書きで記載する。

まよひこしわかこころからにこりけりすめはすみける池の水  
かな

この世にてあひみんことはしかすかにはかなきゆめをたのむ  
はかりそ

御和

すきやすき日かすのほを思ふにもかすなきものはなみたな  
りけり

池水のすめはすむらんことはりはもとの心のきよきなりけり  
定家は、夢に現れたという藻壁門院の二首について「義理の相叶う  
を量るに非ず、秀逸の殊勝と謂べし」と評している。そして、近頃  
こうした夢のお告げの話を多く聞くのは、藻壁門院に兜率天の引接  
があつたためかと想像している。夢の歌にある「池の水」は、女院  
が兜率天にある八功德の池に臨んでいることを意味するのだろうか  
も理解したがつている。また、根拠は示さないが、「凡そ御在世の  
儀、情これを案するに、尤も権化の体や」とも述べ、涙を拭つてみ  
せるのである。

やや出来過ぎた感のある「お話」ではあるが、これも定家の好む  
趣向であつたようだ。

定家の義理の兄弟、西園寺公経の妻が死の床に伏した時のこと。

安貞元年七月二十八日条に興味深いエピソードを載せている。

公経室の病気の平癒を祈るのに、定家の推薦した験者を用いるが、  
その験者について、修験者の触れ込みをそのまま書き記したもの  
ようである。一つの説話のようでもあり、定家の説話的世界への傾  
斜も見取れる。

安倍家基朝臣末子蔵助家弘、喪父之後無渡世之計、忽発心參籠

那智、苦行不退、攀昇三滝、毎日三千三百三十度礼拝、毎夜臥

白沙上、奉書五部大乘經「晴明有此行云々」、未供養之前、御

殿焼亡「経同焼失」、更発心未奉書、已書終之、為求軸表紙、

始出京、傍輩等悉発信心、敢不成猜心、加吹拳之詞、請件男令

修祭、七人於赤山如法泰山府君祭「苦行者在其内」、

ただ、この場合は日記に嵌め込まれたような違和感がある上、それ  
以上の他の記事に与えた影響は見られない。それは「敢えて猜心を  
成さず」とあるように、定家が心底、修験者を信用していなかった  
為、この男の言い状を丸写したことから来るものであろう。一方、  
藻壁門院の記事の方は、定家の深い理解が整形し、余情を湛えるま  
でに磨き上げた「作品」といえるだろう。

藻壁門院が、いったい誰の夢に現れたのか。恐らく、その母か道  
家本人の夢ではなかったか。逆順で逝つた嬪子故、十分な弔いの出  
来ない親心の見せた夢ではなかったか。定家もそれを察して「非量

義理之相叶、可謂秀逸之殊勝」の評を与えたのではなかったか。

天福元年九月十八日、藻壁門院崩御の記事と、九月二十日、藻壁門院臨終の取材記事と呼応し、彼岸での救済を願った定家の思いと響き合う、この結びとなるに相応しい後日談である。

## 結

日記は記録である。事実と大きくかけ離れたことは書かれない。しかし、記主の願望が事実を選択し、解釈を加えることは可能である。藻壁門院崩御を廻る記事は、そうした、記主の思いによる加工や統一の見られる好例といえるだろう。大きな悲しみを得た今、時、所、人、人と人との関係、人それぞれの事情、現実を構成する全ての要素を移し替える虚構は、もはや存在しない。定家に残されたのは、認識した現実を丹念に書き綴ることである。藻壁門院崩御を廻る記事に於いて、定家が求めたのは、凄絶な死を遂げた女院の往生の証しであった。その微かな兆候を探るため、そして僅かな予兆を際立たせるため、定家は筆を惜しまず臨終の様子を描き出す。また、遺された者の悲しみの様を描く事で、藻壁門院の死の旅路への饒とする。虚飾は無いが、記事そのものを以て荘嚴とする。この記事は単なる記録ではなく、藻壁門院の弔いのために書かれたものである。

『明月記』藻壁門院崩御記事が示すもの

漢文日記は、一見強ばって素っ気なく見える。しかし、その記事が何故書かれたのかを考えた時、書かれた事そのものが作者の表現であると気づくのである。藻壁門院の崩御についての記事は、それを雄弁に物語るものである。

## 注

- ① 森田兼吉「日記文学と漢文日記」項『日記文学事典』（勉誠出版 平成十二年二月二十五日初版）
- ② 石田吉貞「俊成終焉記」（所出「学苑」百五十九号、昭和四十四年十一月、『明月記』と俊成の死」のち「俊成終焉記」と改題、『新古今世界と中世文学』下（北沢図書出版、昭和四十七年十一月十五日発行）所収
- ③ 安貞元年四月十日条、慈円遷化
- ④ 安貞元年十月十一日条、兼時朝臣逝去
- ⑤ 建暦元年十一月七日条、春花門院危篤／安貞元年閏三月十日条、相門の姫君／安貞元年七月廿六日条／同年八月七日相門室逝去／天福元年九月十八日／同月二十日条、藻壁門院崩御／文暦元年八月六日条、後堀川院崩御
- ⑥ 寛喜元年十一月十六日／村山修一「藤原定家」（吉川弘文館 人物叢書、平成元年十月一日 新装版第一刷発行／平成十二年十一月一日 第三刷発行）参照
- ⑦ 『明月記』本文は、国書刊行会編『明月記』（明治四十五年二月二十九日発行、昭和十年十月三十日合冊発行）により、私に訓み下した。
- ⑧ 天福元年九月十八日条と同月二十日条を合わせたもの

『明月記』藻壁門院崩御記事が示すもの

⑨ 『公卿補任』

⑩ 『春記』長久元年十二月十一日条

⑪ 『明月記』建暦二年八月九日条

⑫ 『明月記』寛喜元年十月二十六日条

⑬ 服藤早苗『平安朝 女性のライフサイクル』（吉川弘文館 平成十年十二月一日発行）

⑭ 尤も、十月九日の追善供養の記事は、為家が諷誦を修したこともあり、式の次第を記し、先例を引いて批評しているので、藻壁門院崩御に関わる全ての記事が、漢文日記の原則を外れるものではない。

⑮ 安貞元年八月七日条